令和４年度 いわて子育て世帯臨時特別支援金追加給付のご案内

雫石町では、子育て世帯の経済的負担軽減のため、令和４年９月30日時点で以下の要件に当てはまる方へ子ども１人あたり**３万円**を支給します。

給付金申請確認フローチャート

（兄弟がいる場合はそれぞれの要件で判断してください）

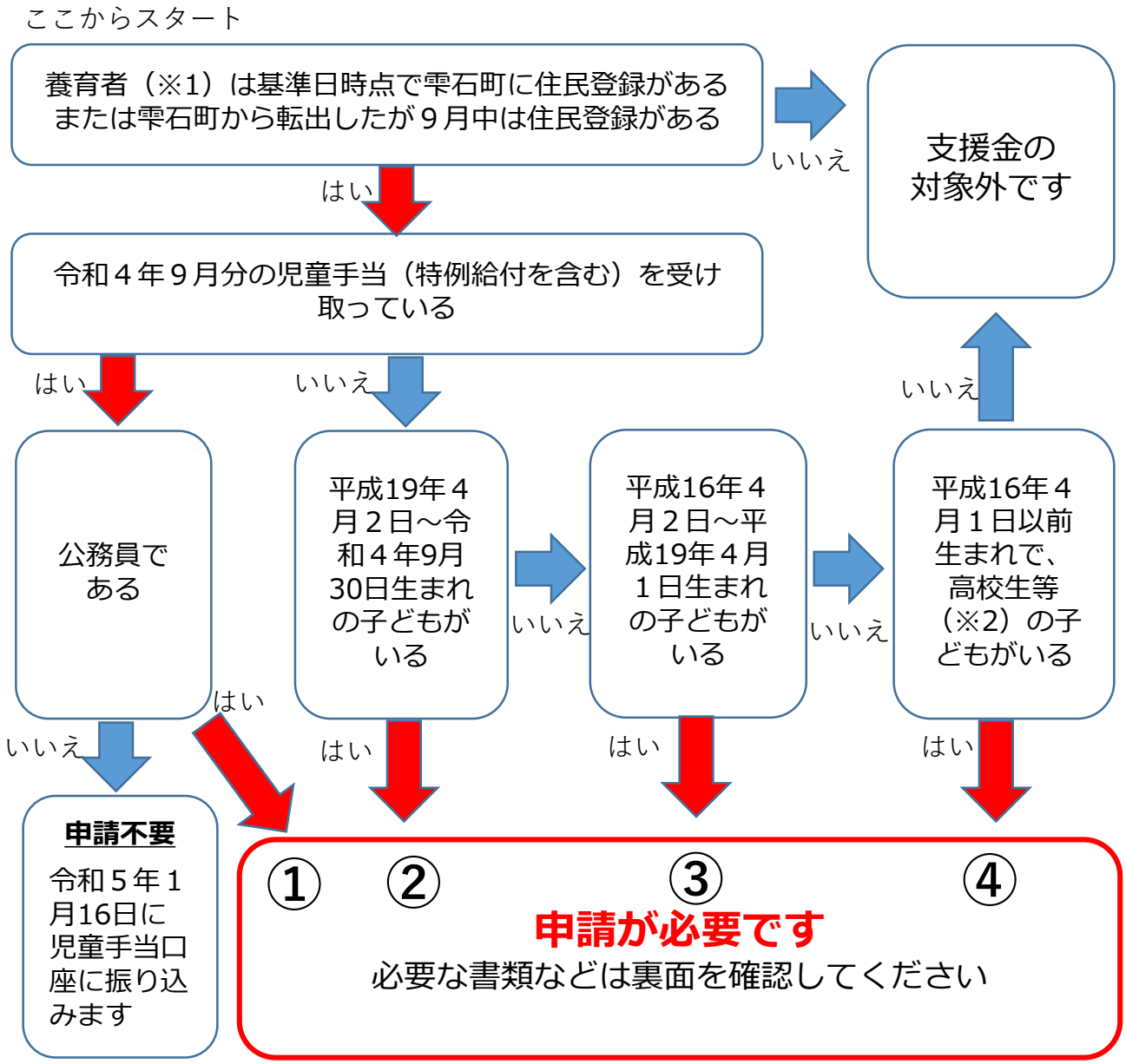

※1　養育者とは子どもを監護し、生計を一にする方（父または母）です。（児童手当制度に準じる）

※2　高校生等とは、学校教育法に定める高等学校（通信学校等を含む）高等専門学校（３年次まで）、高等特別支援学校を指します。

申請に必要な書類など

対象	申請に必要なもの	
	（申請者全員）	（該当する人のみ提出）
①	・給付申請書（様式第４号） ・申請者の本人確認書類のコピー ・申請者名義の振込先がわかる書類のコピー	・令和4年10月に児童手当が支給されていることがわかるもの（所属庁からの通知や入金が確認できるもの）
②		―
③		・子どもの保険証（申請者と子どもが別居している場合のみ）
④		・高等学校等に在籍していることがわかるもの ・子どもの保険証（申請者と子どもが別居している場合のみ）

申請期限

令和５年１月３１日（火）

お問い合わせ先

雫石町健康センター　子ども子育て支援室
電　　話：０１９（６０１）５４２８
受付時間：平日　８：３０～１７：１５

「いわて子育て世帯臨時特別支援金」に関する**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに雫石町から問い合わせを行うことがありますが、ＡＴＭ（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、給付のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに雫石町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。